

一、爭議發生ノ場所 荏原区戸越九五番地
 二、事業主(側)

名 称 昭和キネマ館
 事業主 後藤要一
 資本金 千五百圓
 事業ノ種類 映画興業
 使用労働者 十六人

内 譯

女給 四人 樂士 四人(内臨時雇二人)
 説明者二人 映寫技士二人
 雌方 一人(内女一人)

三、従業員(側)

爭議参加者 一六名
 爭議参加者中組合加入者

昭和キネマ館
 代表者
 後藤要一
 昭和キネマ館
 代表者
 後藤要一

親和會(親睦団体) 二十四名加入
 應援労働組合 大日本映画人同盟

- 四、爭議發生ノ時 七月二十三日
- 五、爭議解決ノ時 七月二十四日
- 六、爭議發生ノ原因

事業主後藤要一、本年三月中旬頃荏原工業株式會社ヨリ
 振込映画館及全館ニ接近スルハ、當館ハ演藝場ニシテ、信夏ケ
 経営中ナリシガ最近ハ、當館ハ營業成績不良ノ爲メ、未ル九
 月一日ヨリ全館ノ貸賃契約ヲ解除シ、映画館ヲ演藝場ニ變
 更ノ計画中ナルヲ其ノ結果ハ従業員ニ別員ヲ未スベキヲ
 豫想シ、女給小関アサ以下四名ヲハ、當館ニ轉勤ヲ命ジタル
 ニ之ニ應セサル爲メ、右四名ヲ統制ヲ案スノ理由ニテ、又
 臨時雇前川幸雄外一名ヲ用者ノ理由ニテ、(今期限)解雇
 シタルニ因ル